

6-4  
121

一九五一年二月十六日

⑤

大学設置審議会

会長 和田 小六 殿

学士号について

本年一月九日付文管才三号を以て御照会の首題に關する意見につきましては、本協  
会としては大学基準においてその原則を明らかにしてありますが、貴審議会小委員  
会の結論と異なり、おりますので、会員大学の意見を徴し、評議員会基準委員会合同  
の委員会にて慎重審議を続けました結果、左の通り意見がまとまりましたので、石御報  
告申し上げます。

大学現準八に不きれを原則は基準の二の1字部に關する規程と関連して考慮される  
べきであります。  
然るに現状の新制大学の学部の種類に基づいてこの原則を字義通りに適用するとき  
は、学士の種類が徒らに増加し、新制大学の性格を誤解せしめ、おそれなしと致しま  
せん。  
而して従来の学士号は、学部体系に従って専門分野を表すための名称であること  
に鑑み、よって本協会は大学設置審議会等適当の機関において現存の学士号を基とし、  
これに新たな数種を加えるが(別紙一号参照)しかも窮屈ならざるよう適当な処置  
を(別紙二号)とらぬことを希望いたします。  
会員大学四十六校中回答を寄せたもの三十四校、その中小委員会は原案に對する賛否  
は相半ばしており、反対者の大多数は大学基準制定当時の基本原則を支持しておりま  
すので、本協会の基準の原則を現状の要請に照らして適宜添削してゆくことを適当と  
認めらるべきであります。

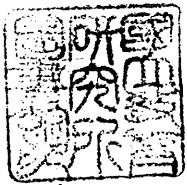
別紙一号

既存の学部名を附した学士号は、これを尊重して存置することにも別に学問の体  
系を考慮し、専門分野を表現する名称として概ね適当と認められるもの若干を新た  
に追加し、左の十五種の学士号を認めることとする。

- 法学士、政治学士、経済学士、商学士、文学士、教育学士、神学士、医学士、
- 歯学士、薬学士、工学士、理学士、農学士、体育学士、家政学士

別紙二号

右の学士号のほか、新たに学士号を認めようとする場合には、当該大学の申請に基  
づき、個別的に審査して決定するものとす。  
その決定は、文部大臣が大学設置審議会の議を経てこれを執行するものとする。



129